



特別支援教育ほっと通信



令和2年7月
西部教育局

特別支援学級の教科用図書について

教科用図書（以下、教科書という。）とは、「学校において、**教育課程の構成に応じて**組織配列された教科の主たる教材として用いられる図書」です。

つまり

教育課程が構成されていないと選ぶことができません!



次年度の教育課程をできる限り明確にした上で教科書を選びましょう!

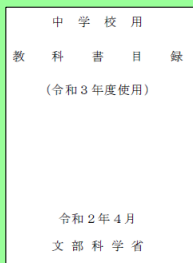
特別支援学級においては、

- ①文部科学大臣の検定を経た教科書（**検定教科書**）や
 - ②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（**著作教科書**）を使用します。
- これらを使用することが適当でない場合は、
- ③教科用図書以外の絵本等の**一般図書**（**一般図書**）を教科書として使用することが認められています。

無償給与です!

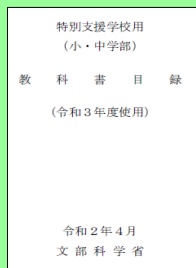


① 検定教科書



通常学級で使用しているものです。

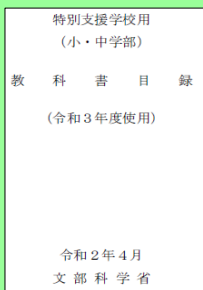
② 著作教科書



採択された教科書の需要数は、**9月16日までに**各都道府県から文部科学大臣に報告することとされています。

視覚障がい者用
聴覚障がい者用
知的障がい者用（いわゆる☆（ほし）本）があります。

③ 一般図書



各教科書は、教科書センターに**6月5日から7月2日まで**展示されています。選定の参考にしてください。

【西部地区の教科書センター】

・米子市立図書館 ・境港市民図書館・大山町立図書館・日野町図書館

教科書選定の留意事項等については、**特別支援教育の手引き（令和2年3月鳥取県教育委員会）**の32～34ページを参考にしてください。

②著作教科書及び③一般図書については、**米子市立図書館に**展示されています。また、③一般図書は**一部のみの展示**となります。未展示の図書については、出版社のホームページ等を参考してください。



4月中旬に各学校へ配布しています。また、県教育委員会特別支援教育課のホームページで閲覧（ダウンロードも可）できます。